

近代日本における初等教育の地域的展開

—— 広島県賀茂郡黒瀬地域の事例 ——

梶井 一 暁

(キーワード：近代日本，初等教育，学校沿革誌，地域，黒瀬)

1 黒瀬地域と学校沿革誌

周知のように，明治4（1871）年，文部省が設置され，翌5年，「学制」が公布される。「学制」は日本における近代学校教育制度に関する最初の基本法令である。その公布にさきだてて達せられた太政官布告214号（「学事奨励に関する被仰出書」）は，「学制序文」として知られる。「学問は身を立るの財本ともいふべきものにして人たるもの誰か学ばずして可ならんや」，「必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめんことを期す」と謳い，国民教育の理念を示した¹。いよいよ近代学校教育制度が始動する。

近代学校教育はどのように展開したか。地域レベルでどのような様相がみられたか。本稿では，広島県賀茂郡黒瀬地域を事例に，前稿までの作業をふまえ，とくに初等教育の展開過程を跡づけたい²。

黒瀬地域（現在の東広島市黒瀬町）は，県中南部の賀茂台地の小盆地に位置し，二級河川の黒瀬川が中心部を流れる。黒瀬川やため池を主要な灌漑水源とする耕作地が広がる農村地帯である。近代を通じ，黒瀬地域は農業以外の産業の成長は微弱であり，純農村集落としての性格が強かった。近年は広島市や呉市などの周辺都市のベッドタウンとして開発が進み，人口増加傾向にあるが，それまでは著しい人口収容力の増大もとくにみられず，大正末年で世帯2200弱，人口9600弱であった。

黒瀬地域の初等教育事情を考察する資料として，町内の5小学校に所蔵される学校沿革誌を主に利用する。各校に伝わる学校沿革誌は，明治期から現在にいたるまで，1世紀をこえるあいだ，その初等教育事情を記録しつづける基本資料である³。いまなお沿革のつづきが書き継がれている，いわば現役の資料である。学校沿革誌は，沿革を記述するというその基本的性格上，児童の学校生活や教員の教育実践などを詳細に追うことのできるものではない。学校の日常を伝える内容に乏しい学校沿革誌類は，これまでの教育史研究において，必ずしも積極的な意義が見出されてきた資料とはいえない。しかし，学校日誌などの他の学校資料に恵まれず，また役場資料も欠く黒瀬地域のようなところにあつては，当時の初等教育に関する情報を与えてくれる資料として重要である。

本稿では，研究蓄積の薄い瀬戸内農村地帯のひとつとして黒瀬地域に光を当てる。以下，限られた資料にもとづく考察ながら，この地域に展開された初等教育の様相の一端を明らかにしたい。

2 近代小学校の始動

「学制」は学区制を導入し，全国を8大学区（翌年，7大学区に変更），各大学区を32の中学区，各中学区を210の小学区に分けた。原則，1小学区に1小学校を設置し，全国に53760の小学校を設けることを構想した。黒瀬の各村でも小学校が設立されるようになる⁴。たとえば，『板城西尋常小学校沿革誌』には「明治五年八月学制ヲ頒布シテ大ニ普通教育ヲ振起セリ，之ニ於テ乎邦内至ル所漸次ニ二学校ヲ設立シ日ニ増シ月ニ盛ニ教育ノ普及ヲ図リシヲ以テ我村モ亦此学制ニ基キ明治五年十月本村大字国近ニ一ノ学校ヲ設立シ興讓館ト称ス，是本校ノ嚆矢ナリ」と記述されている。戦前までの尋常小学校や国民学校の歴史に連なる近代学校の登場であった。

各村における小学校の創業状況は表1のとおりである。ほとんどの学校が，新築校舎をもたず，民家や寺社の一部を借用して発足している⁵。近代学校が息吹いた最初期の状況が伝わり，興味深い。上述の国近森近村の「興讓館」が「明治七年三月字長通ト云ヘル地ニ校舎ヲ新築シ長通公立小学校ト改称セリ」というのは，新築校舎をもつ早い例である。他校の多くは，明治10 - 20年代に自前の校舎を整えるようになる。横山小学校のように，明治16（1883）年に新校舎を建設するまで，何度か教場を移しつつ（黒川家宅・小河家宅・四通田家宅・薬師堂など），校地を定めていった学校もあった（『中黒瀬尋常小学校沿革誌』）。

【表1】小学校の創業状況

年度	地区	板城	上黒瀬	乃美尾	中黒瀬	下黒瀬
明治5 (1872)		興讓館(国近) 借用:木原眞昭宅	————	————	不明	遂倫館(津江) 借用:荒田岩十宅
明治7 (1874)		————	宗近小学校(宗近柳国) 新築:藁葺校舍 南方小学校(南方) 借用:井上佐郷宅	精々舎(乃美尾) 借用:土居庵 迪喬舎(乃美尾) 借用:不明		————

【表2】「学制」期の小学校

年度	地区	板城			上黒瀬			乃美尾			中黒瀬			下黒瀬							
		校名	教員	生徒 男 女	校名	教員	生徒 男 女	校名	教員	生徒 男 女	校名	教員	生徒 男 女	校名	教員	生徒 男 女					
明治7 (1874)		明新館(国近)	1	45	11	強恕館(宗近柳国)	1	85	13	精々舎	1	78	13	慣成舎(大多田)	2	45	11	遂倫舎(津江)	1	75	23
		興讓館(国近)	1	65	20	誠議館(宗近柳国)	1	55	43	迪喬舎	1	65	8	文明舎(丸山)	1	58	18				
		遷新舎(小多田)	2	65	11	誠意館(南方)	1	46	10				日新舎(丸山)	1	46	26					
						誠治館(南方)	1	53	12				明道舎(切田)	1	59	7					
明治8 (1875)		明新館(国近森近)	1	45	25	強恕館(宗近柳国)	1	77	5	精々舎	1	73	11	慣成舎(大多田)	1	37	4	遂倫舎(津江)	1	48	5
		興讓館(国近森近)	1	42	18	誠意館(南方)	1	73	11	迪喬舎	1	58	11	文明舎(丸山)	1	42	20	文精舎(兼沢)	1	45	0
		誠議館(国近森近)	1	13	0	誠治館(南方)	1	9	7				明道舎(切田)	1	25	1					
		遷新舎(小多田)	1	10	7								日進舎(楢原)	1	92	12					
明治9 (1876)		森近学校(国近森近)	1	40	17	宗近学校(宗近柳国)	1	78	9	市野堂学校	1	40	10	大多田学校(大多田)	1	35	5	津江学校(津江)	1	50	8
		保田学校(国近森近)	1	48	24	柳国学校(宗近柳国)	1	12	0	八幡学校	1	82	13	丸山学校(丸山)	1	45	15	兼沢学校(兼沢)	1	47	3
		小多田学校(小多田)	1	11	7	南方学校(南方)	1	75	15				楢原学校(楢原)	2	132	20					
明治10 (1877)					長貫学校(南方)	1	10	8													
		保田学校(国近森近)	1	24	3	宗近学校(宗近柳国)	1	59	1	乃美尾学校	1	55	6	楢原学校(楢原)	1	82	4	津江学校(津江)	1	80	3
					南方学校(南方)	1	27	10													

また、「学制」期の学校概況について、各校の沿革誌の記述と一部異同があるが、『文部省年報』によって整理し、表2に示した。

小学校の課程は、上等小学と下等小学にわかれ、原則、6～9歳の児童は下等小学に在学し、10～13歳までの児童は上等小学に通うことが求められた。黒瀬の各校は、下等小学であった。それぞれの小校は、6歳以上の児童に修業年限4年の教育課程を提供する、国民教育の基礎機関として役割を果たした。

各校の教科目はほぼ共通し、津江村の「遂倫館」を例にみると、「綴字、習字、単語ノ読方、算術、修身、単語ノ諳誦、会話ノ読方、単語ノ書方、読本ノ読方、会話ノ諳誦、地理ノ読方、養生法ノ口授、会話ノ書取、読本輪講、地理輪講、物理学輪講、書牘文法」などである。教科書は「五十音いろは図、単語図、連語図、濁音図、半濁音図、色図、日本数字掛図、算用数字掛図、羅馬数字掛図、加算九九図、減算九九図、乗算九九図、除算九九図、単語編、学問ノ勸メ、啓蒙天地文、地球ノ文、究理問答、天変地異、窮理図解、地理初歩、日本国尽、世界国尽シ□、日本地図、万国地図」などを用いたようである。以降、「小学読本、三字経、大統歌、小学算術書」(明治8年)、「日本地誌略、万国地誌略、日本史略、万国史略」(同9年)などの書目もあがっている(『下黒瀬尋常高等小学校沿革誌』)。

当時の小学校の進級は、現在のような年齢主義の学年制によらず、課程主義の等級制によった。明治10年代まで等級制を採用し、のちに学年制に移行した。各校ともそうであり、たとえば、国近森近村の「興讓館」では、下等小学の4年課程は全8級からなり、児童は各級を6ヵ月で進級した。したがって、「学齡児童ノ初メテ入学セシモノヲ八級トシ次第ニ進テ一級ニ至リ全科卒業スルニハ四年ヲ要」した(『板城西尋常小学校沿革誌』)。

進級するためには幾度かの試験に及第する必要がある。「興讓館」でも、県が示す「小学校教則及校則」(明治11年)にもとづき、「三様」の試験を実施していたようである。第1の「尋常試験」は「毎月末之ヲ行ヒ一組中ノ座次ヲ進退ス」るものであり、第2の「定期試験」は「毎級ノ終リニ之ヲ行ヒ」、第3の「卒業試験」は「全科卒業ノ終リニ之ヲ行ヒ、各級ニテ学修セシ所ヲ試験スルモノニシテ、毎科ノ点数五分ノ二以上ヲ得ルモノヲ級第トシ以下ヲ落第トス」と定められていた。児童は下等小学の課程を修了するまでに、毎月の「尋常試験」、6ヵ月ごとの「定期試験」、4年目の「卒業試験」を受けなければならなかった。

毎月、児童は席次を競わされ、学期末の試験に臨み、うまく及第し、進級してゆければよいが、落第の児童は原級に留めおかれた。近世の手習所でも浚と呼ばれる試験があったが、それは学習奨励的な意味が強く、選抜的な意味の強い試験ではなかった。競争的な試験に慣れない当時の人々にとって、重ねて試験を課す制度は、学校を敬遠する一因となったともいわれる。このころの一般的状況として、少なくない児童が7～8級で退学したり、在籍しても出席しなかったりしたことが指摘されている。⁶「興讓館」や他校の進級・原級留置状況は判明しない。

やや時代は下るが、長通学校や板城西尋常小学校に通った土肥金作(1893-1993)は、自身の手記『回顧録』(1991年)のなかで「実際には原級止めはほとんどなく、私の記憶では四年間にただ一人病身で常に床に臥して欠席しがちの子が、しかも一回だけ落第したのみである」と回顧している。黒瀬の学校で進級や原級留置はそれほど問題とならなかったのであれば、興味深い。

3 「教育令」と小学校

明治12(1879)年、「学制」が廃され、「教育令」が公布された。「自由教育令」とも通称される。修業年限の短縮、住民選挙による学務委員の選出、私立小学校の設置などが進められた。修業年限は、「児童学齢間少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受クヘシ」と定め⁷、従来の修業年限8年を大きく短縮した。実情に即さない「学制」を見直し、制度の弾力化がはかられた。

自由度が高い「教育令」は、しかしそれゆえ、学校教育の普及や定着の停滞を招くことともなったようである。各校の『沿革誌』は、その混乱ぶりを「当時人民未ダ向学ノ度高カラズ随テ弊害百出シ自由教育ノ護起リ其極小学校ニ関スル諸般ノ事情頗ル頹弛崩解殆ト收拾ス可ラザルノ境遇ニ至レリ」と記している(『板城西尋常小学校沿革誌』など)。しかし、ことに小学校を直撃したという「頹弛崩解」の実態は詳らかでない。

明治13(1880)年、はやくも「教育令」は改正されることとなる。この改正を受け、翌14(1881)年、「小学校教則綱領」が示された。小学校は、下等小学と高等小学の区分ではなく、初等科、中等科、高等科の三分となった。黒瀬の各校は、初等科と中等科を課程に備えた。初等科、中等科はともに3年課程(全6級)である。初等科の全6級を進み、卒業するまでに、毎級6ヵ月で都合3年かかる。その間にやはり幾度の試験が児童に課された。試験は月次試験、定期試験、大試験に改称された。初等科の大試験に及第し、中等科に進んだ。

各校の教科目はほぼ同じであり、『下黒瀬尋常高等小学校沿革誌』の例から確認すると、初等科は「修身、読書、習字、算術ノ初歩及唱歌、体操」、中等科は「修身、読書、習字、算術、地理、歴史、図画、博物、物理、農業、商業、裁縫⁸、唱歌、体操」である。

ここでやや留意しておきたいのは、「修身」の位置づけについてである。改正前の「教育令」期、教科目は「読書、習字、算術、地理、歴史、修身ノ初歩之ヲ必修科ト定メ」られており、「修身」は最末尾にあげられる教科目の扱いであった。それが改正後、「修身」は筆頭教科目におかれるようになった。福沢諭吉の『学問のすゝめ』が、教科書として使用が禁じられるようになるのも、このころである。

なお、この時期の各校の沿革誌の記述で興味深いのは、明治17(1884)年の教員講習会受講に関するものである。たとえば、『津江尋常小学校沿革誌』によると、講習は8週間の日程で行われ、「其学科ハ教育学^{伊沢修二}、学校管理法^{伊沢修二}、心理学大意、小学礼儀^{広島師範学校}、教授法^{太田義賢}著、体操等」であった。「是実ニ教育学管理法ノ書籍ヲ我津江小学校ニ適用シタル嚆矢ニシテ是ヨリ開発的教授法ヲ実施スルニ至レリ」と記している。他校の沿革誌にも同様の記述がある。伊沢修二(1851-1917)はアメリカ留学後、文部省で教科書編さんに従事し、東京師範学校長や東京音楽学校長などを歴任した教育学者である。黒瀬の学校現場において、いよいよ欧米近代教育学にもとづく教授法が試みられることとなった。

4 小学教場の時代

明治18(1885)年、再改正の「教育令」が公布された。これを受け、賀茂郡は「学区内幾多ノ小学校ト小学教場トヲ設置」した。黒瀬の各校は、小学教場として開設された。たとえば、「乃美尾小学校」が「沖条小学教場」と改称したように、他校も校名を小学教場に改めた(『乃美尾尋常小学校沿革誌』)。また、これに際して翌年、「宗近小学校」と「南方小学校」は合併し、宗近柳国村に「片山小学教場」を開設している(『上黒瀬尋常高等小学校沿革誌』)。

小学教場は、小学校の設置や維持が困難な地域に開設される簡易な教育機関であった。簡便な施設と組織をも

【表3】小学校種別校数

年 度		賀 茂 郡				広 島 県			
和暦	西暦	簡 易	尋 常	高 等	合 計	簡 易	尋 常	高 等	合 計
		校 %	校 %	校 %	校 %	校 %	校 %	校 %	校 %
明治20	1887	— —	— —	— —	67 —	724(82.5)	137(15.6)	17(1.9)	878(100.0)
明治21	1888	63(86.3)	9(12.3)	1(1.4)	73(100.0)	678(76.7)	184(20.8)	22(2.5)	884(100.0)
明治22	1889	68(87.2)	9(11.5)	1(1.3)	78(100.0)	698(76.6)	191(21.0)	22(2.4)	911(100.0)
明治23	1890	68(87.2)	9(11.5)	1(1.3)	78(100.0)	676(74.2)	212(23.3)	23(2.5)	911(100.0)

*『広島県統計書』による。

って経済的負担を軽減し、地域の初等教育を普及するねらいがあった。すなわち、「小学教場ハ授業料ヲ徴収セズ全ク連合村費ヲ以テ維持シ毎日三時間以内卑近ナル教育ヲ施シ以テ貧民就学ノ便ヲ得セシムル所」であり、「小学校ハ組織完全ニシテ授業料ヲ徴収シ連合村費ヲ以テ其ノ経費ヲ補足シ適当ナル教員ヲ配置シ毎日五時間完全ナル教育ヲ施ス所」であった⁸。「地ニ都鄙ノ別アリ人ニ貧富ノ差アリ」、「人民未タ向学ノ度高カラズ」状況にあった当時、授業料を徴収せず、児童を長時間拘束しない小学教場は、そのスリムさゆえ、地域の実情に適し、初等教育の普及と定着を基盤的に支える役割を果たすところがあったと思われる。小学教場として再出発した「片山小学教場」などの各校がどのような教育内容を提供し、どのような評価を村民から得ていたかは、判明しない。

5 簡易小学校の時代

明治19（1886）年、初代文部大臣の森有礼は、「帝国大学令」、「師範学校令」、「中学校令」とならんで「小学校令」を發布した。「小学校令」（第1次）により、小学校の課程は尋常小学科、高等小学科、簡易小学科の3つとなった。尋常小学校と高等小学校を基本機関とし、地域の事情によって尋常小学校に代用する機関として簡易小学校が認められた。

翌年、黒瀬の各校は簡易小学校となったことが、各校の沿革誌に記されている。たとえば、「長通小学教場」は「国近簡易小学校」となり、「片山小学教場」は「柳国簡易小学校」となった。簡易小学校は小学教場の系譜上にある教育機関であった。引き続き授業料は徴収しなかった。表3に示すように、県や郡の小学校の多くも、このような簡易小学校であった⁹。

各校の沿革誌に記されるように、簡易小学校の修業年限は3年、教科目は「読書・作文・習字・算術」であった。これに対し、尋常小学校の修業年限は4年、教科目は「修身・読書・作文・習字・算術・体操」であり、「土地ノ状況ニ依リテハ図画唱歌裁縫ノ一科若クハ数科ヲ加フルコトヲ得」た。授業時間も異なり、簡易小学校は週18時、尋常小学校は週25時半ないし28時半であった。

興味深いのは、詳細は判明しないが、明治20（1887）年、「乃美尾簡易小学校」は「卒業後一ヶ年ノ温習科ヲ設置」している。「柳国簡易小学校」と「横山簡易小学校」も温習科を設置し、卒業生に1年の補習課程を用意している。温習科は、既修の主要な教科を補習させる課程である。温習科設置の動向は、村民において、簡易小学校の提供する3年課程で満足せず、尋常小学校の4年課程程度を求める一定程度の層の形成があったことを示唆する。さらに「柳国簡易小学校」は、同年中に「柳国小学校ト称シ」たともいうから、尋常小学校の組織を具備したということであろうか。そうであるならば、郡内でも他校にさきんじた改組であったといえる。

6 村の尋常小学校

市町村制の整備にあわせ、明治24（1891）年、「小学校令」が改正（第2次）された。これにより、簡易小学校の制度は廃され、各校は「尋常小学校」としてスタートする。たとえば、明治22（1889）年、宗近柳国村と南方村が合併し、上黒瀬村が発足しており、「柳国小学校」は「上黒瀬尋常小学校」と改称している。黒瀬地域では、板城西尋常小学校、板城南尋常小学校、上黒瀬尋常小学校、乃美尾尋常小学校、天神尋常小学校、横山尋常小学校、笹川尋常小学校、津江尋常小学校が開設された。

尋常小学校は、地域の実情に応じ、3年制または4年制を選択することができた。詳しくはわからないが、乃美尾尋常小学校と天神尋常小学校の2校は4年制を採用し、他校は3年制であった。

【表4】各尋常小学校の課程の変遷

備考	板城西尋常小学校	板城南尋常小学校	上黒瀬尋常小学校	乃美尾尋常小学校	瀬山尋常小学校	天神尋常小学校	征川尋常小学校	津江尋常小学校	備考
明治24年(1891)	M24: 3年制施行	M24: 3年制施行 (以下、不明)	M24: 3年制施行	M24: 4年制施行	M24: 3年制施行	M24: 4年制施行 (以下、不明)	(以下、不明)	M24: 3年制施行	明治24(1891)年 小学校令(2次) 3~4年義務教育制(有償)
明治28年(1895)	M28: 補習科設置	M26: 補習科設置 M29: 補習科廃止 M29: 4年制施行	M26: 補習科設置 M29: 4年制施行	M26: 補習科設置 M30: 補習科廃止	M35: 裁縫科設置	M26: 補習科設置		M28: 補習科廃止 M28: 4年制施行	
明治33年(1900)	M33: 補習科廃止 M33: 4年制施行	M33: 裁縫科設置 M36: 高等科併置 (2年制)	M36: 裁縫科設置 M36: 高等科併置 (2年制)	M35: 裁縫科設置	M35: 裁縫科設置			M33: 裁縫科設置	明治33(1900)年 小学校令(3次) 4年義務教育制(無償)
明治38年(1905)	M41: 6年制施行	M41: 6年制施行 M44: 板城南尋常小学校開設(2校合併)	M41: 6年制施行 M41: 高等科併置 (2年制)	M41: 6年制施行	M41: 6年制施行	M38: 中黒瀬尋常小学校開設(3校合併, 4年制) 中黒瀬尋常小学校	M41: 6年制施行	M41: 6年制施行	明治41(1908)年 小学校令(4次) 6年義務教育制(無償)
明治43年(1910)			T8: 高等科併置 (2年制)	T3: 高等科併置 (2年制)					
大正4年(1915)									
備考	昭和16(1941)年の「国民学校令」によって国民学校が廃止される。義務教育年限は8年であり、国民学校は初等科6年、高等科2年からなる(ただし、高等科義務制実施は無期延期)。 国民学校は昭和22(1947)年まで継続する。「教育基本法」にもとづく新制国民学校が整備され、国民学校は廃止される。								

※板城南尋常小学校、天神尋常小学校、征川尋常小学校については、学校沿革誌の伝存を未確認のため、不明である。なお、表中のMは明治、Tは大正を示す。西暦は左欄を参照のこと。

【表5】乃美尾村の教育費支出状況(1889-1912)

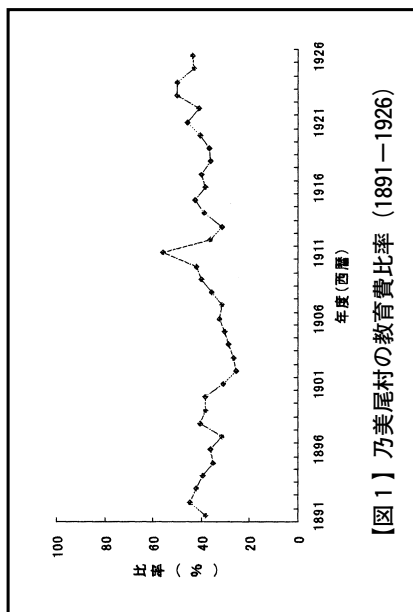
年度	a. 村経常費	b. 小学校経常費	c. 教育費比率
	円	円	%
明治22	1889	290,621	—
明治23	1890	556,531	—
明治24	1891	626,240	38.10
明治25	1892	671,292	44.63
明治26	1893	767,036	42.27
明治27	1894	606,150	39.50
明治28	1895	870,119	34.92
明治29	1896	909,666	36.39
明治30	1897	1,564,906	31.42
明治31	1898	1,005,551	40.25
明治32	1899	1,205,000	38.51
明治33	1900	1,205,000	38.51
明治34	1901	2,075,000	30.60
明治35	1902	2,246,000	25.29
明治36	1903	2,350,000	26.68
明治37	1904	1,769,000	28.49
明治38	1905	2,009,000	30.06
明治39	1906	1,953,000	32.57
明治40	1907	2,272,000	31.38
明治41	1908	2,587,000	35.79
明治42	1909	2,518,000	39.75
明治43	1910	2,534,000	41.91
明治44	1911	5,140,000	55.93
明治45	1912	2,869,000	36.35

※「乃美尾尋常小学校沿革誌」による。

【表6】各校の沿革誌にみえる授業料徴収に関する記述

校名	記述内容	備考(※)
板城西尋常小学校	なし	明治25(1892)年度, 同30~31(1897-98)年度
板城南尋常小学校	不明	明治25(1892)年度
上黒瀬尋常小学校	此ノ月始メテ授業料ヲ徴収ス,其ノ方法ハ生徒ノ学年及貧富ノ程度ニ依リ總テ十等ニ分チ一人一ヶ月ノ最多額六錢五厘最少額壹錢トス(明治26(1893)年1月) 三月限り授業料ヲ廃セリ, 然レドモ従来徴収スル額僅少ナリシ故カ別ニ就学ニ影響ヲ見ザルナリキ(明治30(1897)年3月)	
瀬山尋常小学校	なし	
天神尋常小学校	不明	
征川尋常小学校	不明	
乃美尾尋常小学校	なし	明治25(1892)~33(1900)年度
津江尋常小学校	此月始メテ授業料ヲ徴収ス,其方法ハ生徒ノ学級及貧富ノ程度ニ依リ三等ニ分チ一人一ヶ月ノ最多額三錢最少額一錢五厘トス(明治26(1893)年1月)	

※「広島県学事年報」から、授業料徴収のあったことの確認できる年度。



ここで留意しておきたいのは、各村に開設された尋常小学校が、村が自らの責任において維持すべき、はじめての村立の小学校であったことである。すなわち、賀茂郡は「小学区ヲ廢シ随テ本郡共通経済ヲ止メ尋常小学校ヲ設立維持スルハ其町村ノ義務ニ帰ス、因テ本校モ本村ノ公立トナ」った（『下黒瀬尋常高等小学校沿革誌』など）。このことは、各村は自身の村費をもって小学校を運営しなければならないこと、そして児童を通わせる保護者から授業料を徴収しなければならないことを意味した。これまで、各村の小学校運営は、小学教場時代や簡易小学校時代に確認されるように、「全ク連合村費」や「共通経済」によった。各村にとって、自身の責任をもって教育費を負うことは、はじめての事態であった。授業料の徴収についても、明治初期の一時期を除き、村民は授業料を支払うことなく、児童を小学校に通わせてきたから、村民に馴染みのない経験であった。村と村民はどのように応じたのであろう。

第1に、村はどう教育費を確保したか。各校の沿革誌は「明治二十五年四月改正小学校令ノ全部施行セラルハヲ以テ教育上ノ設備ハ町村ノ責務ニ帰シタルニ依リ普通教育モ漸次旺盛ニ至ル可キ筈ナルモ之ヲ實際ニ徴スルニ否ラズ、思フニ町村ニ於テハ支弁スベキ費途多端ニシテ独り教育事業ニ費事能ハザル情況ト又教育ノ事タル無形ニシテ其成績ヲ永遠ニ期スルモノナルニ依リ他事業ノ如ク眼前ニ於テ其効果ヲ見ル能ハザルニ依リ之ニ熱心スルモノ少キニ職由ス、然レトモ之ヲ数年ノ前ニ比スレバ稍其面目ヲ改メルニハ相違ナカルベシ」という内容を記している（『板城西尋常小学校沿革誌』など）。「小学校令」（第2次）によって各村に小学校設置義務の原則がもちこまれた。しかし、これに即応しうる財政面と意識面での準備がない村側の実情が看取される。先述のように、黒瀬の各村や賀茂郡の多くの村はこれまで尋常小学校を設置できず、簡易小学校で代用してきた。国の発する法令によって村の状況が一変するわけではなく、国の方策と村の実態のあいだにずれがあったことがわかる。それでも「数年ノ前ニ比スレバ稍其面目ヲ改メルニハ相違ナカルベシ」と述べられているように、村は次第に実態を具備しつつあった。

それでは、村はどの程度の教育費を確保していたのか。各村の教育財政に関するまとまった資料の残存は確認できず、ここでは『乃美尾尋常小学校沿革誌』に「村經常費」と「小学校經常費」の一覧が所収されているので、明治期分を表5に紹介した¹⁰。「村經常費」に占める「小学校經常費」の比率、すなわち教育費比率を整理したのが図1である。参考までに大正末年までを図示している。

教育費比率の推移をみると、明治末年まで、小学校經常費は村經常費のおよそ20～40%台の範囲で充てられている。その増減にとくに一定の傾向は読みとりがたいように思われる¹¹。大正期にはいると、教育費比率はやや右肩あがりの増大傾向のもと、およそ50%前後で安定的に推移しているようである。明治・大正期の推移をどう考察すべきか。乃美尾村が明治期の試行錯誤の経験を経て、大正期、自身の村の財政規模に照らし、そこから割くべき教育費の適正規模をつかみつつあったといえようか。各村は異なる財政規模をもつが、「支弁スベキ費途多端」のなか、「教育事業ニ費」やすべき額を定めていくまでの経過は、同様のような事情があったかもしれない。

第2に、授業料徴収に対する村民の反応はどうであったか。各校の沿革誌はあまり授業料徴収に関することを記しておらず、詳しいことはわからない。表6に示したように、上黒瀬尋常小学校と津江尋常小学校の沿革誌に若干の記述がある。上黒瀬尋常小学校で月額最多6銭5厘、最少1銭、津江尋常小学校で月額最多3銭、最少1銭5厘を徴収したようである。県の授業料規則は月額1銭以上30銭（あるいは50銭）以下と定めていたから、両校の授業料は少額に押さえられた設定であったといえる。そして、上黒瀬尋常小学校で観察される所、「僅少」の授業料徴収（廃止）は、村民の就学動向に大きな影響は与えなかったようである。

なお、『広島県学事年報』によると、学校沿革誌に授業料徴収に関する記述を留めない他校も、授業料徴収を行うことがあったようである。詳細は不明である。

7 学校と村民

村の尋常小学校として各校が村のなかにその位置を得ていく過程において、村民との協力関係が重要であった。村の学校は、村民に支えられて存立した。

たとえば、『下黒瀬尋常高等小学校沿革誌』をみると、さまざまな学校行事が、学校と村民をつなぐ接点となっていたことがわかる。学芸会、作品展覧会、談話会、幻灯会などがそうであり、なかでも運動会の果たした役割は大きかった。運動会が秋季の恒例行事化し、多数の保護者ら村民が参観した。多いときには500人（明治42<1909>年11月）、1000人（同43年10月）、2000人（同44年10月）の参観者を集め、中黒瀬村や郷原村からも児童

や職員がやってきたという。運動会が村民の大きな関心を集める村ぐるみのイベントとなるのである。

また、下黒瀬村では、村民が運動場（体操場）の工事に協力することがあった。「小学校令」（第3次）によって「体操」が尋常科の必修科目と定められ、体操場は学校が整えるべき重要な教育環境となった。明治43（1910）年、津江尋常小学校では「体操場拡張工事ヲナス」こととなり、「隣地タル畑ヲ七畝余歩ヲ買取シ一部埋立テ一部ニ学校園ヲ移」した。「之ガ工事ハ村民各戸ノ労力寄附ヲ以テナシ各二日間出デタル、其工事ノ大ナルニモ抱ラズ村民ノ熱心ニヨリ遂ニ成就シタ」という。翌年も村民は「本校運動場地均シノ為メ下黒瀬村ヲ五部ニ分チ毎日午前午後ニ出役」した。3日がかりの作業であった。このような村民の協力は、村民が自身の村の学校としてその維持をより積極的に意識するようになったことの一端をあらわしているであろう。

学校も、農繁期休業を設定したり、村祭りの日を休業にしたり、村の状況を考慮した学年暦を工夫した。

村の行財政的な基盤が整えば、ただそれで学校を維持しえたわけではない。下黒瀬村の事例は、学校と村民の協調的な関係が、村の学校としてのその存立を支える重要な要素となったことを、よく示している。他村についても、同様な状況がみられたと推察されるが、各校の沿革誌には詳しい記述がなく、ここでの言及は控える。

8 就学動向

近代日本で初等教育の普及に成功し、比較的短い期間で高い就学率を達成したことは、よく知られている。広島県と賀茂郡の就学率（男女平均）を確認しておく、つぎのようになる¹²。

明治10年代なかごろ、県の就学率は50%をこえた。郡の就学率も同様である。県では10年代おわりから20年代はじめにかけて、郡では20年代はじめに就学率の伸びない時期があったものの、県では30年代はじめ、郡では20年代なかごろには60%に届いた。そして、県の就学率は30年代なかごろまでに80%をこえると、明治34（1901）年には90%に達した。翌年、郡の就学率は90%に達している。明治33（1900）年、「小学校令」（第3次）によって4年制の無償義務教育制度が整備されている。以後も就学率は上昇し、県では明治末年までには、ほぼ完全就学となるにいたった。郡では県にややさきんじて、30年代おわりから40年代はじめにかけて、ほぼ完全就学の状態におよんでいる。

黒瀬の就学動向はどのようであったか。各校の沿革誌におさめられている「学齢児童就学歩合累年比較」を整理し、表7に示した。図2には「就学歩合」（以下、就学率）の推移を示した。

黒瀬全体の就学動向としては、県や郡の就学動向と大きく異なるものではないようである。黒瀬の就学率（男女平均）は、県や郡の就学率と同様、明治30年代はじめには80%をこえる。30年代なかごろまで80%台で推移し、90%に達するのは明治37（1904）年度であるから、県や郡にやや遅れる。黒瀬全体の就学率の90%への到達は、県や郡と同様、「小学校令」（第3次）によって無償義務教育制度が整ってからであった。その後、明治末年まで、いくらかの凹凸を描きながら、完全就学に近づいていった。

黒瀬全体の就学動向としていえば、以上のようなものであるが、各村で特色がみられる。

たとえば、上黒瀬村の就学動向は、県や郡を上回る進展をみせた。郡の男女平均就学率が60%台を推移していた明治20年代後半、同村のそれは80%に達していた。90%への到達も、郡に先行した。上黒瀬村の就学率は、「小学校令」（第3次）の公布にさきだつ明治31（1898）年度の時点で、すでに90%を達成していた。

着目すべきは、上黒瀬村において認められる好調な女子の就学動向である。一般に男子の就学率は女子の就学率よりも高く、男女差が存在した。郡では、明治20年代に男子は70%台で推移するのに対し、女子は50%台にとどまった。30年代はじめ、男子は90%に達し、女子は80%に届くものの、完全就学に近づく30年代おわりまで、男女差は残った。上黒瀬村の場合、図3にみられるように、就学率の推移における男女差は小さかった。上黒瀬村の男子の就学率が低かったわけではない。上昇する男子の就学率を女子の就学率が追い、明治33（1900）年の「小学校令」（第3次）の公布の前年、はやくも女子の就学率は90%をこえた。

乃美尾村でも、就学動向の進展がみられた。乃美尾村の就学率は、上黒瀬村と同じ明治31（1898）年度に90%に達し、「小学校令」（第3次）の公布にさきだつた。図4に示すように、乃美尾村の高い就学率を支えたのは、やはり好調な女子の就学動向であった。「小学校令」（第3次）の公布の前年、すでに女子の就学率は90%をこえており、県や郡の推移に先行している¹³。

もっとも、両村の就学動向、とくに女子の就学動向が活発であったことの原因や背景についてはよくわからない。社会経済状況の好転、村民の教育意識の醸成、就学督励策の効果、低額の授業料徴収・廃止、裁縫科の設置、女性教員の採用、農繁期休業日の設定、運動会や学芸会の開催などがあったことは一般に考えられる。しかし、

【表7】学齡児童就学歩合累年比較

項目 年度 和暦 西暦	学 齡 児 童 数												在 籍 児 童 数												
	上黒瀬村				乃美尾村				中黒瀬村				下黒瀬村		合 計		上黒瀬村		乃美尾村		中黒瀬村				
	男	女	計	計	男	女	計	計	男	女	計	計	男	女	計	計	男	女	計	計	男	女	計	計	
明治28	1895	172	131	303	125	123	248	100	113	213	168	171	339	565	538	1103	115	71	186	131	106	237	86	45	131
明治29	1896	130	109	239	103	85	188	94	107	201	185	173	358	512	474	986	115	85	200	117	76	193	65	42	107
明治30	1897	150	122	272	98	82	180	87	100	187	183	151	334	518	455	973	136	101	237	110	80	190	45	40	85
明治31	1898	140	117	257	109	103	212	83	101	184	188	162	350	520	483	1003	131	104	235	124	98	222	43	49	92
明治32	1899	142	109	251	106	97	203	83	101	184	167	147	314	498	454	952	136	102	238	122	95	217	43	49	92
明治33	1900	143	111	254	104	92	196	78	105	183	159	138	297	484	446	930	128	104	235	84	93	177	48	64	112
明治34	1901	142	105	247	124	91	215	92	110	202	168	156	324	526	462	988	145	93	230	135	99	234	53	74	127
明治35	1902	132	110	242	110	105	215	85	107	192	161	155	316	488	477	965	147	117	262	122	111	233	52	61	113
明治36	1903	124	106	230	119	103	222	73	61	134	154	150	304	470	420	890	120	96	216	91	91	182	52	48	100
明治37	1904	118	105	223	121	106	227	289	281	570	149	144	293	677	636	1313	133	117	264	132	111	243	282	262	544
明治38	1905	137	123	260	130	121	251	294	286	580	147	152	299	708	682	1390	152	140	297	132	92	224	283	268	551
明治39	1906	138	121	259	127	106	233	301	259	560	157	152	309	723	638	1361	141	121	259	141	115	256	308	258	566
明治40	1907	132	121	253	114	84	198	309	243	552	177	175	352	732	623	1355	129	121	251	129	92	221	307	242	549
明治41	1908	132	122	254	132	102	234	296	233	529	210	177	387	770	634	1404	140	73	139	132	102	234	294	232	526
明治42	1909	131	116	247	137	114	251	304	246	550	209	174	383	781	650	1431	127	75	156	97	84	181	303	246	549
明治43	1910	123	96	219	112	82	194	309	235	544	210	176	386	754	589	1343	121	96	217	119	86	205	308	235	543
明治44	1911	122	118	240	133	115	248	304	255	559	215	188	403	774	676	1450	120	118	238	132	115	247	304	255	559
大正 1	1912	108	115	223	131	103	234	299	244	543	222	183	405	760	645	1405	78	87	165	131	103	234	299	244	543
大正 2	1913	128	131	259	138	121	259	308	252	560	227	189	416	801	693	1494	85	92	177	128	121	259	307	251	558
大正 3	1914	146	144	290	148	129	277	301	256	557	231	196	427	826	725	1551	85	89	174	148	129	277	299	255	554
大正 4	1915	164	159	323	142	130	272	285	269	554	190	170	360	781	728	1509	90	91	181	142	130	272	283	269	552
大正 5	1916	118	116	234	147	130	277	293	286	579	233	192	425	791	724	1515	87	89	176	147	130	277	291	285	576
大正 6	1917	116	120	236	150	123	273	294	272	566	238	181	419	798	696	1494	93	88	181	149	138	287	292	272	564
大正 7	1918	123	118	241	147	130	277	280	277	557	232	189	421	782	714	1496	101	89	190	147	130	277	278	276	554
大正 8	1919	122	103	225	133	118	251	280	273	553	214	191	405	749	685	1434	98	82	180	132	118	250	278	272	550
大正 9	1920	129	109	238	150	128	278	280	275	555	195	166	361	754	678	1432	94	78	172	150	128	278	279	272	551
大正10	1921	129	107	236	175	131	306	280	275	555	216	190	406	800	703	1503	95	82	177	175	131	306	279	272	551
大正11	1922	117	107	224	171	132	303	289	271	560	211	188	399	788	698	1486	92	79	171	170	132	302	288	270	558
大正12	1923	118	110	228	161	133	294	303	285	588	226	193	419	808	721	1529	88	88	176	161	133	294	302	282	584
大正13	1924	111	105	216	169	125	294	306	281	587	212	191	403	798	702	1500	78	76	154	150	134	284	305	280	585
大正14	1925	95	87	181	150	138	288	296	276	572	213	189	402	754	690	1443	79	72	151	155	136	291	294	275	569
昭和 1	1926	94	91	185	150	138	288	333	300	633	207	195	402	784	724	1508	68	73	14	155	136	291	332	300	632
昭和 2	1927	109	103	212	150	134	284	307	271	578	205	188	393	771	696	1467	73	75	148	166	137	303	305	270	575
昭和 3	1928	105	111	216	158	141	299	316	282	598	190	165	355	769	699	1468	77	81	158	156	136	292	315	281	596
昭和 4	1929	95	106	201	150	147	297	295	281	576	184	168	352	724	702	1426	72	82	154	150	147	297	294	280	574
昭和 5	1930	106	107	213	141	140	281	270	269	539	183	188	371	700	704	1404	76	76	152	141	140	281	270	269	539

※一部数値のあわない箇所があるが、学校沿革誌に掲載されるままとした。「在籍児童数」は筆者が整理・集計して示した。
 『中黒瀬尋常小学校沿革誌』には「就学歩合」の掲載がないため、「在籍児童数」を「学齡児童数」で除して算出した。ただし、100%をこえる場合は100%と表示した。

それらに加え、両村にどのような固有の要因があったのかは詳かでない。

さて、興味深い就学動向を示すのが下黒瀬村である。村全体の就学率としては県や郡の推移にさきんじるものの、女子の就学率は伸び悩んだ。図5に示すように、男子の就学率ははやい段階から高く、それが村全体の就学率を押しあげた。一方、女子の就学率は、明治30年代なかごろからおわりまで、県や郡の就学率を下回った。完全就学に近くなる明治40年代まで、男女差が残った。

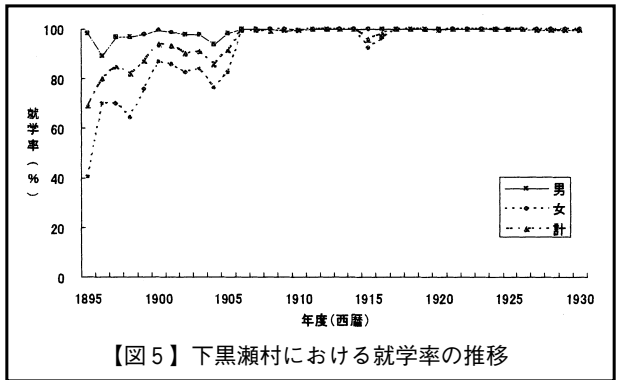
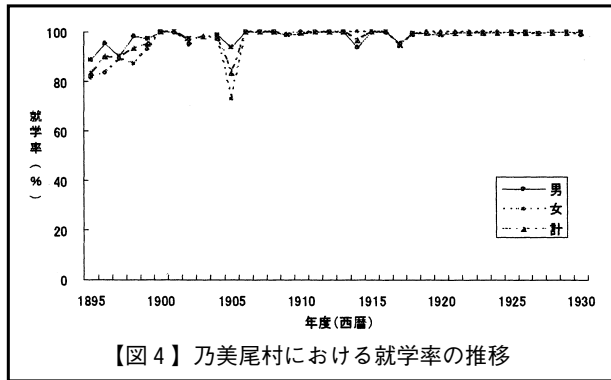
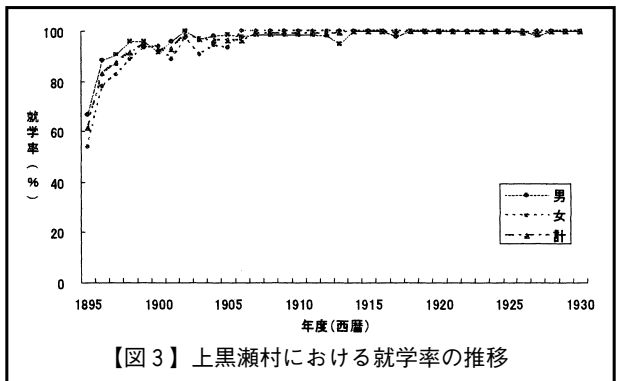
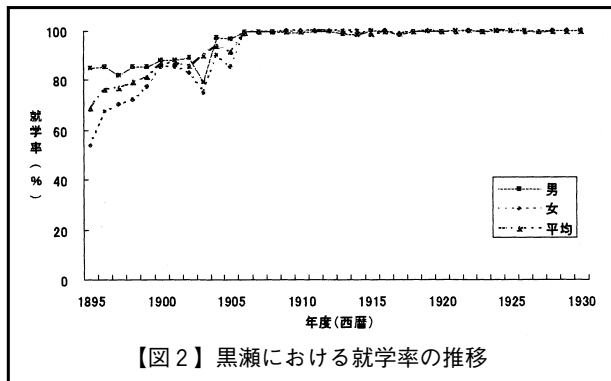
また、県や郡では就学不振が解消されつつあった明治20年代、下黒瀬村では「赤痢病流行」のため、就学不振のあったことを『下黒瀬尋常高等小学校沿革誌』は記している。明治26（1893）年、「該病猖獗ヲ極メ患者百有余名、就中学校生徒十二名、死亡者四十有余名、就中学校生徒五名」を出し、「赤痢病死亡者遂吊会ヲ施行」した。明治30（1897）年には「本村ハ赤痢病流行ノ屈指ノ区域ニテ且女生徒ノ就学振ルハザル故態々岡田郡書記ノ出張ヲ煩シタルナリ」という記述もあり、事態の深刻さを伝える¹⁴。同年、下黒瀬村では「父兄謹話会」を開催し、「岡田郡書記ノ教育上衛生上ニ関スル演舌」を行い、就学不振の打開を図っている。「教育衛生幻灯会」も開き、就学督励に努めている。「数百人」の参加を得たという。下黒瀬村の事例から、就学停滞の理由について、これまで指摘されてきた経済不況、授業料徴収、尋常小学校の普及の遅れ、村民の就学意識の低さなどに加え¹⁵、地域によっては、流行病が就学問題の要因のひとつとなっていたことを指摘できるであろう。下黒瀬村の様相は、衛生や医療の問題とのかかわりからも、教育の問題を観察する必要のあることを示す。

詳しい事情は判明しないが、就学動向の進展の鈍かったのが中黒瀬村である。村内の3校が合併し、中黒瀬尋常小学校が発足する前年の明治37（1904）年度には就学率は90%をこえ、次第に完全就学に向かう。しかし、それまでの就学動向は停滞気味であったようである。合併前の3校に関する情報が少なく、様相は定かでない。以下、別の観点から、中黒瀬村の就学動向についてとりあげる。

9 就学児童と出席児童

就学率と出席率に関する若干の考察を加えておきたい。ここまで、在籍児童数を学齡児童数で除して就学率(就

下黒瀬村										上黒瀬村										乃美尾村										中黒瀬村										下黒瀬村										平均					
男					女					計					男					女					計					男					女					計					男			女			計				
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	%	%	人	人	人	人	人	%	%	%	人	人	人	人	人	%	%	%	人	人	人	人	人	%	%	%	人	人	人	人	人	人	%	%	%										
165	69	234	497	291	788	66.86	54.20	61.39	88.49	81.30	83.22	86.00	39.82	61.50	98.20	40.30	69.00	84.89	53.91	68.78	68.78																																		
166	121	287	463	324	787	88.46	77.98	83.18	95.11	83.53	89.81	69.15	39.25	53.23	89.20	69.90	80.20	85.48	67.67	76.61	76.61																																		
177	106	283	468	327	795	90.67	82.79	87.13	89.89	89.02	89.46	51.72	40.00	45.45	96.70	70.10	84.70	82.25	70.48	76.69	76.69																																		
182	104	286	480	355	835	95.71	88.89	91.44	98.10	87.30	93.40	51.81	48.51	50.00	96.80	64.10	81.70	85.61	72.20	79.14	79.14																																		
163	111	274	464	357	821	95.78	93.58	94.82	97.11	92.77	95.07	51.81	48.51	50.00	97.60	75.50	87.20	85.57	77.59	81.77	81.77																																		
158	120	278	418	381	802	91.61	93.69	92.52	100.00	100.00	100.00	61.54	60.95	61.20	99.40	86.60	93.60	88.14	85.31	86.83	86.83																																		
166	134	300	499	400	891	95.78	88.57	93.12	100.00	100.00	100.00	57.61	67.27	62.87	98.80	85.90	93.50	88.05	85.44	87.37	87.37																																		
157	128	285	478	417	893	100.00	97.27	98.76	97.00	95.00	96.00	61.18	57.01	58.85	97.50	82.60	90.20	88.92	82.97	85.95	85.95																																		
150	126	276	413	361	774	96.77	90.57	96.52	92.00	98.00	71.23	78.69	74.63	97.40	84.00	90.80	79.35	75.06	89.99	89.99																																			
140	110	250	687	600	1301	98.31	94.29	96.41	98.34	97.17	97.76	97.58	93.24	95.44	94.00	76.40	85.50	97.06	90.27	93.78	93.78																																		
144	125	273	711	625	1345	98.54	93.50	96.15	93.85	72.72	83.25	96.26	93.71	95.00	98.00	82.20	91.30	96.66	85.53	91.43	91.43																																		
157	151	308	747	645	1389	97.83	100.00	96.23	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	99.30	99.70	99.46	99.73	98.98	98.98																																		
177	173	350	742	628	1371	98.49	100.00	99.21	100.00	100.00	100.00	99.35	99.59	99.46	100.00	98.90	99.40	99.46	99.62	99.52	99.52																																		
210	176	386	776	583	1285	98.49	100.00	99.21	100.00	100.00	100.00	99.32	99.57	99.43	100.00	99.40	99.20	99.45	99.74	99.46	99.46																																		
207	174	381	734	579	1267	98.49	100.00	99.21	98.54	99.12	98.83	99.67	100.00	99.82	99.00	100.00	99.50	98.92	99.78	99.34	99.34																																		
209	175	384	757	592	1349	98.36	100.00	99.08	99.05	100.00	99.52	99.68	100.00	99.82	99.50	99.40	99.50	99.15	99.85	99.48	99.48																																		
215	188	403	771	676	1447	98.36	100.00	99.17	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	99.59	100.00	99.79	99.79																																		
222	183	405	730	617	1347	98.10	100.00	99.11	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	99.53	100.00	99.78	99.78																																		
227	189	416	747	653	1410	94.73	100.00	99.37	100.00	100.00	100.00	99.68	99.60	99.64	100.00	100.00	100.00	98.60	99.90	99.75	99.75																																		
231	196	427	763	669	1432	100.00	100.00	100.00	93.75	100.00	96.88	99.34	99.61	99.46	100.00	100.00	100.00	98.27	99.90	99.09	99.09																																		
190	43	233	705	533	1238	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	99.30	100.00	99.64	100.00	92.30	95.60	99.82	98.08	98.81	98.81																																		
233	192	425	758	696	1454	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	99.32	99.65	99.48	100.00	96.20	98.20	99.83	98.96	99.42	99.42																																		
238	181	419	772	679	1451	97.75	100.00	98.88	95.46	94.44	95.00	99.32	100.00	99.65	100.00	100.00	100.00	98.13	98.61	98.38	98.38																																		
232	189	421	758	684	1442	100.00	100.00	100.00	99.32	99.23	99.28	99.29	99.64	99.46	100.00	100.00	100.00	99.65	99.72	99.69	99.69																																		
228	187	415	736	659	1395	100.00	100.00	100.00	99.25	100.00	99.60	99.29	99.63	99.46	100.00	100.00	100.00	99.63	99.91	99.76	99.76																																		
195	166	361	718	644	1362	100.00	100.00	100.00	98.67	100.00	99.28	99.64	98.91	99.28	100.00	99.40	99.70	99.58	99.58	99.56	99.56																																		
216	190	406	765	675	1440	100.00	100.00	100.00	99.43	100.00	99.67	99.64	98.91	99.28	100.00	100.00	100.00	99.77	99.73	99.74	99.74																																		
211	188	399	761	669	1430	100.00	100.00	100.00	99.42	100.00	99.71	99.65	99.63	99.64	100.00	100.00	100.00	99.77	99.91	99.84	99.84																																		
226	193	419	777	696	1473	100.00	100.00	100.00	99.38	100.00	99.66	99.67	98.95	99.32	100.00	100.00	100.00	99.76	99.74	99.74	99.74																																		
212	191	403	745	681	1426	100.00	100.00	100.00	99.41	100.00	99.71	99.67	99.64	99.66	100.00	100.00	100.00	99.77	99.91	99.84	99.84																																		
213	189	402	741	672	1413	100.00	100.00	100.00	100.00	99.28	99.69	99.32	99.64	99.48	100.00	100.00	100.00	99.83	99.73	99.79	99.79																																		
207	195	402	762	704	1339	100.00	98.91	99.47	100.00	99.28	99.65	99.70	100.00	99.84	100.00	100.00	100.00	99.92	99.55	99.74	99.74																																		
205	188	393	749	670	1419	98.17	100.00	99.09	99.34	99.26	99.30	99.35	99.63	99.48	99.50	100.00	99.70	99.09	99.72	99.39	99.39																																		
190	155	345	738	653	1391	100.00	100.00	100.00	100.00	99.29	99.67	99.68	99.65	99.67	99.50	100.00	99.70	99.80	99.73	99.76	99.76																																		
184	168	352	700	677	1377	100.00	100.00	100.00	100.00	99.29	99.67	99.66	99.64	99.65	99.50	100.00	99.70	99.79	99.73	99.76	99.76																																		
183	188	371	670	673	1343	100.00	100.00	100.00	100.00	98.58	99.29	100.00	100.00	100.00	99.50	100.00	99.70	99.88	99.65	99.75	99.75																																		

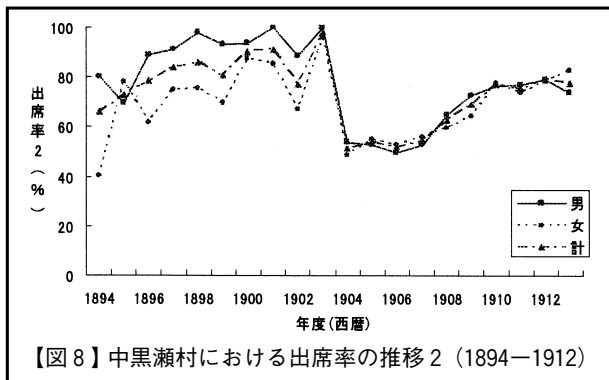
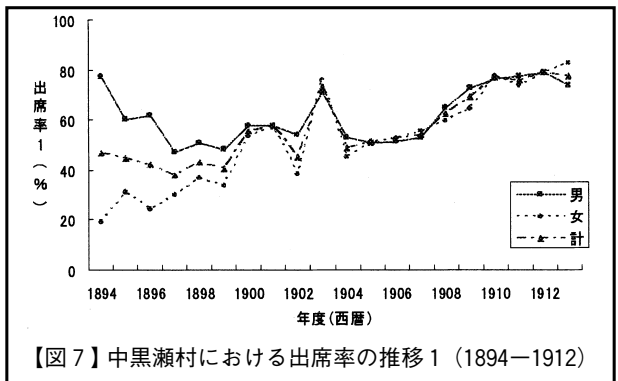
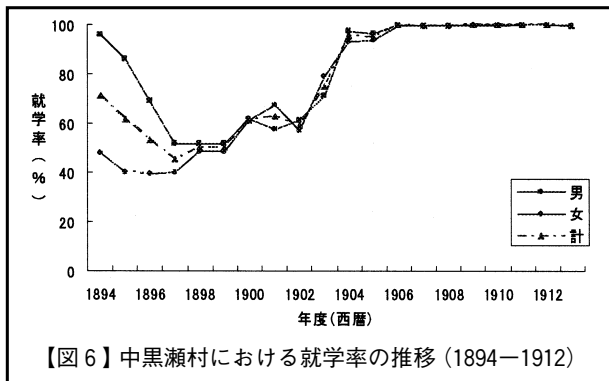


学歩合)とみて、検討してきた。それでは、学校に在籍する児童は、そのまま日々、通学する児童として、その存在を把握してよいであろうか。

「学齡児童就学歩合累年比較」に掲載される数値について、当時の統計作業上の不備があることを考慮しなけ

【表 8】中黒瀬村の就学率と出席率 (1894 - 1913)

和 暦	西 暦	a. 学齢児童数			b. 在籍児童数			c. 出席児童数			d. 就学率(b/a)			e. 出席率1(c/a)			f. 出席率2(c/b)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
明治27	1894	100	109	209	96	52	148	77	21	98	96.00	47.71	70.81	77.00	19.27	46.89	80.21	40.38	66.22
明治28	1895	100	113	213	86	45	131	60	35	95	86.00	39.82	61.50	60.00	30.97	44.60	69.77	77.78	72.52
明治29	1896	94	107	201	65	42	107	58	26	84	69.15	39.25	53.23	61.70	24.30	41.79	89.23	61.90	78.50
明治30	1897	87	100	187	45	40	85	41	30	71	51.72	40.00	45.45	47.13	30.00	37.97	91.11	75.00	83.53
明治31	1898	83	101	184	43	49	92	42	37	79	51.81	48.51	50.00	50.60	36.63	42.93	97.67	75.51	85.87
明治32	1899	83	101	184	43	49	92	40	34	74	51.81	48.51	50.00	48.19	33.66	40.22	93.02	69.39	80.43
明治33	1900	78	105	183	48	64	112	45	56	101	61.54	60.95	61.20	57.69	53.33	55.19	93.75	87.50	90.18
明治34	1901	92	110	202	53	74	127	53	63	116	57.61	67.27	62.87	57.61	57.27	57.43	100.00	85.14	91.34
明治35	1902	85	107	192	52	61	113	46	41	87	61.18	57.01	58.85	54.12	38.32	45.31	88.46	67.21	76.99
明治36	1903	73	61	134	52	48	100	52	46	98	71.23	78.69	74.63	71.23	75.41	73.13	100.00	95.83	98.00
明治37	1904	289	281	570	282	262	544	152	127	279	97.58	93.24	95.44	52.60	45.20	48.95	53.90	48.47	51.29
明治38	1905	294	286	580	283	268	551	149	147	296	96.26	93.71	95.00	50.68	51.40	51.03	52.65	54.85	53.72
明治39	1906	301	259	560	308	258	566	154	136	292	100.00	99.61	100.00	51.16	52.51	52.14	50.00	52.71	51.59
明治40	1907	309	243	552	307	242	549	-	135	-	99.35	99.59	99.46	-	55.56	-	-	55.79	-
明治41	1908	296	233	529	294	232	526	191	139	330	99.32	99.57	99.43	64.53	59.66	62.38	64.97	59.91	62.74
明治42	1909	304	246	550	303	246	549	221	158	379	99.67	100.00	99.82	72.70	64.23	68.91	72.94	64.23	69.03
明治43	1910	309	235	544	308	235	543	-	-	-	99.68	100.00	99.82	-	-	-	-	-	-
明治44	1911	304	255	559	304	255	559	234	188	422	100.00	100.00	100.00	76.97	73.73	75.49	76.97	73.73	75.49
大正 1	1912	299	244	543	299	244	543	236	192	428	100.00	100.00	100.00	78.93	78.69	78.82	78.93	78.69	78.82
大正 2	1913	308	252	560	307	251	558	226	207	433	99.68	99.60	99.64	73.38	82.14	77.32	73.62	82.47	77.60



ればならないことがすでに指摘されている。また、「在籍児童」として数えられる児童のなかには、在籍はしていても、通学せず、授業に出ない児童が少なからず含まれており、「在籍児童」による就学動向の把握は、必ずしも実態をとらえていないのではないかと議論もある¹⁶。

現在のところ、黒瀬の就学動向について、「学齢児童就学歩合累年比較」以外の情報を用いて把握することは困難である。ここでは、『中黒瀬尋常小学校沿革誌』が「学齢児童就学歩合累年比較」に「在籍児童」とともに「出席児童」も掲載しており、これを紹介する。「在籍児童」と「出席児童」の両方を掲載しているのは明治27 (1894) ~ 大正 2 (1913) 年度であり、表 8 に整理した。

図 6 に就学率 (在籍児童数/学齢児童数)、図 7 に出席率 (出席児童数/学齢児童数) を示すように、両者は異なる推移をみせる。これまで扱ってきた「在籍児童」にもとづく就学率 (図 6) をみると、中黒瀬村では20世紀初頭にはほぼ完全就学を達しようとしている。しかし、「出席児童」にもとづく出席率 (図 7) をみると、19世紀末から20世紀初頭にかけての上昇はそれほど急激ではなく、1910年代ようやく80%に達しようとしている。

より現実的な就学動向をあらわすと思われる出席率は、就学率よりも低く、推移もなだらかである。

また、就学率が上がり、完全就学の状態になろうとする20世紀初頭、図 8 に示すように、出席率 (出席児童数/在籍児童数) は下がる。中黒瀬村で見られる在籍児童の増加は、必ずしも出席児童の増加をとまなうものではなかったことがわかる。このことは、就学督励や就学督促によって、小学校が村の児童を在籍させることに成功し、形式的な就学率が上昇しても、それはいわば見かけの上昇であり、児童の日常的な出席という、実態を備え

る就学動向ではなかったことをあらわしているであろう。したがって、むしろ就学率（図6）の低かった19世紀末のほうが、出席率（図8）が高い。義務教育制度が確立せず、有償でも在籍する児童は、日常的な出席者には近い存在であったともみることができるかもしれない。「学齢児童就学歩合累年比較」の資料的限界を考慮しなければならないが、このように、検討する材料が「在籍児童」と「出席児童」とで、異なった就学動向が看取されることは、黒瀬の就学動向の把握に慎重でなければならないことを示唆する。

20世紀初頭、中黒瀬村において児童の大多数は小学校に在籍し、未就学に見える児童はほぼいなくなった。100%に迫る就学率が達成されたのは、近代小学校が村に創立されてから、わずか30年ほどのことであった。制度の問題としていえば、30年ほどで実現されたこの高い就学率は、「学制」期、「教育令」期を経て、「小学校令」期、近代学校教育制度がここ黒瀬でも確実に機能していることをあらわしているであろう。近代日本の学校教育は、世界史的にみても、いちやくその普及に成功したといわれる。

しかし、実態の問題として看過すべきでないのが、在籍する児童のすべてが、実際に日々、通学する児童ではなかったことである。中黒瀬村の出席率から観察されるように、およそ完全就学を達するとみられる状況を呈しながら、依然、籍をおいていても通学しない児童、あるいは通学できない児童が、少なからず存在した。より多くの村民のなかで、在籍することと通学することが重なる、実質的な就学慣行が定着するのは、これまでわたしたちが考えてきた時期よりも遅れるのかもしれない。農村における実質的な就学慣行の定着について、その時期を1920年代と推定する研究がある¹⁷。中黒瀬村や黒瀬の各村も、この推定と大きく異ならない状況にあったと考えてよいのかもしれない。

10 校舎の拡張

慎重な就学動向の把握が必要であることは上述のようであるが、黒瀬で小学校を利用する児童が増大しつつあったことは事実であった。たとえばそれは、各校が校舎の拡張に迫られる事情にあったことから看取される。

下黒瀬村では、明治24（1891）年、津江尋常小学校の校舎として「津江樋ノ上八幡社ノ側」に「西洋風ノモノヲ新築」した。新築校舎は「堅牢ナルコト地方屈指ナリ、此建築費参百五拾円」であったという。また、明治30（1897）年、「就学者増加ノ為校舎狭隘ヲ告グルニ至リタレバ更ニ寄付金ニ授リ」、「一棟ヲ増築」した（『下黒瀬尋常高等小学校沿革誌』）。

乃美尾村でも、明治21（1888）年、「村会ノ決議ニヨリ村税及寄付金ヲ募集シ」、乃美尾簡易小学校の校舎として「本村中央字八幡」に「西洋造（洋）ノ一棟ヲ新築」している。新築部分をこれまで利用していた「古蔵ニ続ケ、長十四間巾三間ノ校舎」となり、「四教室一事務室」が確保された。さらに尋常小学校時代の明治44（1911）年、「校舎増築」が行われ、「西洋造一棟ヲ同年八月竣工」した（『乃美尾尋常高等小学校沿革誌』）。

上黒瀬村については、明治36（1903）年4月1日付の『芸備日日新聞』が「賀茂郡上黒瀬村にては年一年好学の念勃興し学齢児童の不就学者皆無となり従って同村尋常小学校校舎狭隘を感ずるにつき此程同村会開会の際三十六年度の予算を議するに当り校舎を増築」することを決議した旨を報じている。この記事については後述する。

11 高等小学校の開設

黒瀬において尋常科につづく高等科を設置しようとする動きがみられるようになる。明治30（1897）年度の『広島県学事年報』は「(高等科…筆者註) 併置及高等小学校ノ増加シタルハ全ク教育進歩ノ必要ニ迫ラレタルニ由レルナリ」、「従来高等小学校ハ有力ノ学校ナリシモ只一郡ニ一ヶ所ニ過キサリシカ尋常科ヲ終リタル生徒ニシテ進テ高等科ニ入ラントスルモノ益々多キヲ加フル」という県の現況を紹介している¹⁸。まさに黒瀬もこのような展開のなかにあった。

明治29（1896）年、中黒瀬村に黒瀬高等小学校が設置される。『黒瀬高等小学校沿革誌』は以下のように記している。

明治二十九年六月十日モト黒瀬部内及野呂村ノ各村ヨリ高等小学校設置ニ関シ組織委員ヲ撰出シ中黒瀬村役場ニ於テ委員会ヲ開キ乃美尾村中黒瀬村下黒瀬村郷原村ノ四ヶ村ヲ以テ組合ヲ組織シ板城村上黒瀬村野呂村ノ三ヶ村ハ追テ組合ニ編入スルコトト決議シ同月併セテ経費ノ歩合及組合規定等ヲ決議ス、明治二十九年九月十九日日本郡長ヨリ諸規定ノ認可ヲ下附セラレ同年九月二十六日日本県知事ヨリ高等小学校設立ノ許可アリタリ

「本校ハ黒瀬高等小学校ト称シ、位置ヲ賀茂郡中黒瀬村字菅田ニトス、修業年限四ヶ年トシテ明治二十九年十月一日開校スト雖モ設備全ク整ハズシテ校地ヲ平賀寛夫ヨリ借り校舎校具ハ一切中黒瀬村立ノ天神尋常小学校ノ有スル所ノモノヲ用キタリ」という¹⁹。そして、「開校ノ時ニ当リテ入学セル生徒ハ男八十五人女八人ニシテ、之ヲ分チテ二学級ニ編制」した²⁰。

『広島県学事年報』が観察するような、尋常科を修了し、高等科に進もうとする児童の増加が、おそらく学校組合を組織する各村でみられたものと思われる。その様相は、当面の組合村からはずれた板城村でもうかがえる。板城西尋常小学校は高等科進学の前課程として補習科を設けた。明治28（1895）年、同校は修業年限1年の補習科を設置した。その「理由」は「本校ハ修業年限三ヶ年ノ小学校ナルヲ以テ本校卒業后他校ニ入校シ尋常四年ノ学科ヲ修業スルニ非レバ高等小学校ニ入校シ能ハザルノ不便アリ、依テ補習科ヲ設ケ尋常科四年ノ定度ヲ以テ教授シ修業后直ニ受験ノ上高等小学校ニ入学セシムルヲ以テ目的トス」というものであった。同校は3年制のため高等科進学に不便であったから、補習科1年をもって尋常科4年相当とすることで、高等小学校へ進もうとする児童に便宜を図っている。同校の補習科の詳細は判明しないが、この措置が高等科進学を希望する児童や家庭の存在を背景とするものであることがわかる。

さきの中黒瀬村の事例によって検討した就学動向をふまえると、黒瀬では、明治30年代は高い就学率（尋常科）を示しつつも、実際には通学しない児童が、依然存在した。同時に、義務教育の尋常科で課程を修了することに満足せず、さらに高等科に進もうとする児童も少なからずおり、その一定程度の厚みある存在が、黒瀬にも高等小学校を誕生させたと理解される。

黒瀬各村の組合によって設置された黒瀬高等小学校は、各村の尋常小学校が高等科が併置するようになるにおよび、大正3（1914）年、組合会議においてその廃止が決議され、学校組合も解散された。

12 上黒瀬尋常小学校の高等科併置と児童の進学

黒瀬の各村で尋常小学校が高等科を併置するのは、多くが大正期である。そのなかで、いち早く高等科併置を実現したのは、上黒瀬尋常小学校であった。3年制の尋常小学校として発足した同校は、補習科の設置（明治26年）、4年制への移行（補習科の廃止、明治29年）を経て、明治36（1903）年、「尋常小学校ニ修業年限二ヶ年ノ高等科併置」におよび、「上黒瀬尋常高等小学校ト改称」した。高等科を併置する尋常小学校を尋常高等小学校と呼んだ。高等科は2年制、3年制、4年制が認められた。2年制の高等科が置かれることが多く、上黒瀬村で併置された高等科も2年制であった。

この高等科併置について、さきに引用した『芸備日日新聞』（明治36年4月1日付）が「学級増加と高等科併置」という見出しで記事を掲載し、上黒瀬村が「従来二学級なりし尋常科を更に一学級を増し尚高等科をも併置せんことを決議」したと伝えている。上黒瀬村は当面の黒瀬高等小学校の組合村から外れていたから、「年一年好学の念勃興」しつつあったという同村にあって、待望の高等科併置であったと思われる²¹。

尋常小学校に高等科が併置された上黒瀬村において、児童の進路状況はどのようであったか。上黒瀬尋常小学校の『卒業証書台帳』が部分的に残り、限られた期間ながら、同校卒業者の進路を記録する²²。尋常小学校を卒業した児童は、どれくらい高等科に進んだのだろうか。調査できた明治34（1901）～同40（1907）年度の上黒瀬村尋常小学校卒業者の進路について、表10に整理し、図9に高等科進学率を示した。以下の諸点を確認しておく。

第1は、上黒瀬尋常小学校が高等科を併置するのは明治36（1903）年であるが、それ以前から他村の高等科に進学する児童が一定程度存在する。義務教育課程ではなく、授業料も徴収される高等科に、村をこえて通う児童がいた。

【表9】黒瀬高等小学校の入学者と卒業者

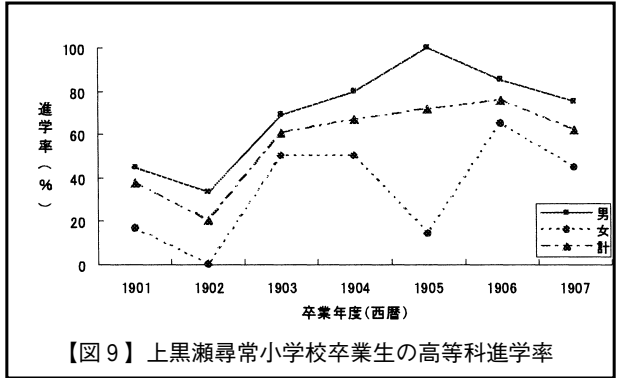
年度 和暦	西暦	入 学			卒 業		
		男	女	計	男	女	計
明治29	1896	85	8	93	5	0	5
明治30	1897	53	18	71	4	0	4
明治31	1898	66	9	75	28	0	28
明治32	1899	67	12	79	25	1	26
明治33	1900	65	12	77	13	4	17
明治34	1901	65	12	77	15	2	17
明治35	1902	35	10	45	13	2	15
明治36	1903	57	16	73	20	1	21
明治37	1904	—	—	—	10	6	16
明治38	1905	50	11	61	12	5	17
明治39	1906	70	31	101	—	—	—
明治40	1907	—	—	—	—	—	—
明治41	1908	—	—	—	4	3	7
明治42	1909	45	9	54	0	1	1
明治43	1910	49	15	64	26	2	28
明治44	1911	46	10	56	30	10	40
大正1	1912	62	19	81	27	7	34
大正2	1913	72	19	91	42	11	53

※『黒瀬高等小学校沿革誌』本文による。

【表10】上黒瀬尋常小学校卒業生の進路

卒業年度 和暦	西暦	卒業生			進学者			就業者		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
明治34	1901	18	6	24	8	1	9	10(農10)	5(農5)	15
明治35	1902	6	4	10	2	0	2	4(農4)	4(農4)	8
明治36	1903	13	10	23	9	5	14	4(農3, 商1)	5(農5)	9
明治37	1904	15	12	27	12	6	18	3(農3)	6(農6)	9
明治38	1905	14	7	21	14	1	15	0	6(実6)	6
明治39	1906	20	17	37	17	11	28	3(実3)	6(実6)	9
明治40	1907	12	9	21	9	4	13	3(実3)	5(実5)	8

※就業者欄の「農」は農業,「商」は商業,「実」は実業を示す。
 実業の内容は不詳である。明治39年度の卒業生で畳職1人が確認される。



このことは、板城村の様相からもうかがえる。上述のように、明治28(1895)年、板城西尋常小学校は修業年限1年の補習科を設置した。それは3年制の同校が補習科1年をもって尋常科4年相当とし、高等小学校進学希望者に配慮する措置であった。上黒瀬村においても認められる、義務教育以上の課程を求める児童や家庭の存在が、ここでも確認される。おそらく他村でも、このような児童や家庭は、その層の厚さは不明であるが、存在したと思われる。

第2に、高等科進学率の定着である。上黒瀬村では、高等科併置後、尋常科卒業生の半数以上が進学する状況がつづく。高等科進学が一部の児童や家庭のなかでのみ関心となる特別な進路ではなく、より多くの児童や家庭にとってずいぶん身近なものとなりつつあったことをうかがわせる。しかしその一方で、依然、就業する者も少なくなかった。また、男女差が尋常科就学と比べて大きいことも留意される。明治38(1905)年度の女子の進学率の落ち込みの理由は定かでない。

第3は、高等科進学者の進路である。確認できた高等科進学者99人の進路を表11にまとめた。その99人のうち、卒業が認められる者は58人である。不明分も多いが、6割程度が卒業する状況にあった。また、女子に中退者が多かったようである。

高等科に進学し、卒業する者は、男女ともに、その進路の幅が広がったようである。卒業後、就業する者が多く、農業従事者が多数であるのは、これまでと同様である。その一方で、海軍関係や看護関係の職業、あるいは役場職員や初等教員などの、いわば近代職業に就く者もあらわれはじめている。さらに進学して中等学校に学ぶ者もあらわれた。実業補習学校に通い、学習を継続する者もある。近代職業に就いたり、上級学校に進学したりする者の存在は、高等科卒業生に関する看過しえない特色である。広がる教育機会を利用し、将来の進路を開いていく者の存在があった。

さて、上黒瀬尋常小学校(4年制)に併置された高等科(2年制)は、「小学校令」の改正によって尋常科の修業年限が従来の4年から6年に延長されるのにもない、明治41(1908)年、ひとまず廃される。

13 尋常高等小学校の開設前夜

明治40(1907)年、「小学校令」が改正され、尋常小学校の修業年限は6年に延長された。ここに6年制の無償義務育制度が実現される。これを受け、翌年、黒瀬の各校は第5学年を新設し、新5年生を迎え入れた。さらに翌42(1909)年、第6学年を編制し、その年度

【表11】高等科進学者の進路
 (明治34-40年度卒業：上黒瀬尋常小学校)

進路 (進学先・職業)	卒業生		中退者		不明	
	男	女	男	女	男	女
進学	人	人	人	人	人	人
中学校*1 卒業	1	—	—	—	—	—
中退	2	—	—	—	—	—
松本学校*2 卒業	4	1	—	—	—	—
実業補習学校	7	1	1	—	—	—
小計	14	2	1	—	—	—
合計	16		1		—	
就業						
農業	17	7	6	4	—	—
実業	—	—	2	6	—	—
商業	2	—	2	—	1	—
海軍	2	—	—	—	—	—
役場職員	2	—	—	—	—	—
大工職	2	—	—	—	—	—
家業	—	1	—	—	—	—
看護師	—	1	—	—	—	—
初等教員	—	1	—	—	—	—
不明	7	—	1	1	12	5
小計	32	10	11	11	13	5
合計	42		22		18	

※1 うち、中退1人は福山中学校である。
 ※2 卒業5人(男4女1)は全員のちに初等教員となる。

末には最初の6年課程卒業者を送り出した。たとえば、『乃美尾尋常高等小学校沿革誌』は「明治四十三年三月三十一日小学校義務年限延長ノ第六学年ヲ卒業セシメタル嚆矢ナリ」と記している。

前述のように、黒瀬では組合立による黒瀬高等小学校がすでに発足していたが、尋常科6年課程を修了する児童があらわれる明治末年ころ、いよいよ各村がそれぞれの尋常小学校に高等科を設けようとする。

たとえば、下黒瀬村でつぎのような動きがあった。すなわち、明治44（1911）年、「本村ニ於テ三ヶ年来宿題タリシ高等科併置ノ件、人民ノ輿論トシテ本村会ニ於テ三ヶ年延期ヲ決議」したという。延期を決めた「人民ノ輿論」の内容は不明である。津江尋常小学校ではこの前年、「卒業生二十二名内十名高等小学校ニ入学他八家事ニ従事セリ」という状況にあり、卒業生の半数が高等科に進学するようになっていた。ある尋常科卒業生は、高等科が併置された大正3（1914）年に高等科第1学年に進学した当時を振り返り、「これまで中黒瀬の高等科に一里半余を歩いて通ったのがなくなった。これは卒業する私達のよるこびであり、全村の教育向上の為に第一歩を前進した。それでも教室はなかった。職員室を廃止して、各先生は教室に分散され、従前の職員室を高等科の教室とし、一年七名、二年の五名で合計十二名の生徒であった。校長先生が一年二年の二組を担当されての複式である」と述べている²³。下黒瀬村で高等科併置の計画がただちに実現しなかったのは、膨らむ村民の期待とはうらはらに、それに即応しえない実際問題としての教室不足や教員不足など、環境面や設備面で課題が残されていたからではなかったか。

このような環境未整備の状況は、おそらく他村でも同様のものであったのだろう。乃美尾尋常小学校の高等科も複式学級でスタートしており、第1・2学年が同じ教室で学んでいる。大正期を通じ、複式学級の状況がつづいたようである。

14 高等科への進学

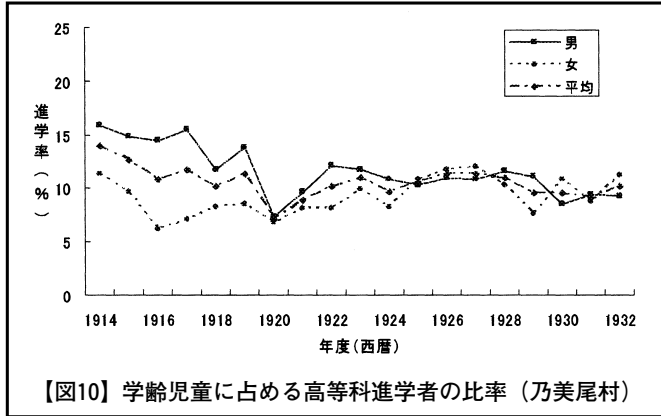
黒瀬の各村で尋常高等小学校が成立するのは、大正期にはいる。大正3（1914）年、中黒瀬村、乃美尾村、下黒瀬村の各校で高等科が置かれる。先行して高等科を併置し、のちに廃していた上黒瀬尋常小学校でも、大正8（1919）年、高等科が再設置される。各校の高等科はそれぞれ修業年限2年である。

各村の尋常小学校に高等科が置かれるようになり、児童は通学の便宜をえた。どれくらいの児童が高等科に進んだか。各校の高等科進学状況は定かでなく、ここでは乃美尾村を例に検討しよう。『乃美尾尋常小学校沿革誌』に「高等小学校児童累年調（毎年四月調）」が掲載されており、高等科の「在籍児童数」と「前年度卒業生数」を表13に整理した。これをさきに紹介した「学齢児童就学歩合累年比較表」とつきあわせ、学齢児童の高等科進学率を仮に算出し、図10に示した²⁴。

さきに検討した上黒瀬村の高等科進学者の割合は、尋常科修了者のそれであったから、比較的高かった（図9参照）。一方、図10はあくまでも試算であるが、学齢児童のなかで高等科に進学したのは、大正期の高等科併置

【表12】下黒瀬村の小学校の学級数と職員数

年 度		学級数	職員数と種別		
和暦	西暦		正教員	正教員外	合 計
明治15	1882	1	1	0	1
明治16	1883	1	1	0	1
明治17	1884	1	1	0	1
明治18	1885	1	1	0	1
明治19	1886	1	1	0	1
明治20	1887	1	1	0	1
明治21	1888	1	1	0	1
明治22	1889	2	2	0	2
明治23	1890	3	1	2	3
明治24	1891	3	1	2	3
明治25	1892	2	2	0	2
明治26	1893	3	2	1	3
明治27	1894	3	1	2	3
明治28	1895	3	1	2	3
明治29	1896	3	1	2	3
明治30	1897	3	1	2	3
明治31	1898	3	2	1	3
明治32	1899	3	2	1	3
明治33	1900	3	2	0	2
明治34	1901	3	2	1	3
明治35	1902	3	2	2	4
明治36	1903	3	2	2	4
明治37	1904	4	1	2	3
明治38	1905	4	1	3	4
明治39	1906	4	2	2	4
明治40	1907	3	2	2	4
明治41	1908	4	2	2	4
明治42	1909	6	2	4	6
明治43	1910	6	2	4	6
明治44	1911	6	2	3	5
明治45	1912	6	3	3	6
大正 2	1913	6	3	4	7
大正 3	1914	7	3	4	7
大正 4	1915	7	4	3	7
大正 5	1916	7	4	3	7
大正 6	1917	7	5	2	7
大正 7	1918	7	4	4	8
大正 8	1919	7	4	4	8
大正 9	1920	8	4	4	8
大正10	1921	7	6	1	7
大正11	1922	7	6	1	7
大正12	1923	7	6	1	7
大正13	1924	8	7	1	8
大正14	1925	8	7	1	8
大正15	1926	8	7	1	8



後、昭和初期まで、ほぼ変わらず10%前後であったことがわかる。村の尋常小学校に高等科が併置されたことで、児童は他村の高等科にわざわざ通う必要がなくなり、高等科進学がより身近な選択となった。しかし、授業料も必要なその教育機会を利用するのは、一定程度の限られた児童であったことを、試算は示すであろう。多くの児童にとって、まだ大正・昭和初期は、尋常科がより一般的な課程であったととらえられる。各村の尋常小学校で高等科が備えられ、高等科進学というルートが設定されることにより、義務教育課程の尋常科を修了する者と、それを修了しない者の差、換言すれば、学校利用の差が、いよいよ大きくなるのである。

【表13】乃美尾村の「高等小学校児童累年調」

年 度		在籍児童数			前年度卒業生数		
和暦	西暦	男	女	計	男	女	計
大正 3	1914	39	21	60	—	—	—
大正 4	1915	40	21	61	10	2	12
大正 5	1916	36	12	48	18	12	30
大正 6	1917	38	14	52	15	4	19
大正 7	1918	31	18	49	13	5	18
大正 8	1919	37	19	56	17	5	22
大正 9	1920	21	17	38	8	4	12
大正10	1921	28	21	49	11	4	15
大正11	1922	35	21	56	8	11	19
大正12	1923	35	25	60	16	6	22
大正13	1924	32	21	53	17	11	28
大正14	1925	29	27	56	14	13	27
大正15	1926	31	29	60	14	6	20
昭和 2	1927	35	31	66	13	16	29
昭和 3	1928	40	27	67	16	10	26
昭和 4	1929	37	20	57	16	20	36
昭和 5	1930	28	28	56	21	6	27
昭和 6	1931	30	23	53	15	12	27
昭和 7	1932	28	31	59	12	12	24

15 進路の拡大

学校利用のより積極的な者、すなわち、尋常科を修了し、さらに高等科に進学する児童は、その後、どのような将来に進んでいったか。さきに明治期の上黒瀬村で高等科に進学した者がその将来の進路の幅を広げていったことをみた。大正期の高等科進学者もまたさまざまな進路を歩んでいく。

上黒瀬尋常高等小学校の『高等科卒業証書台帳』が伝存し、大正9(1920)年度から昭和15(1940)年度までの高等科修了者の進路を記録する。他村の状況については、同様の資料が残らず、判明しない。上黒瀬村の状況を以下に考察する。

対象である21年間に、男子228人、女子197人、合計425人の高等科修了者を数える。修了後の進路を、「進学」、「就業」、「その他」に大別すると、表14のようである²⁵。

第1に、高等科修了後、さらに進んで学ぶ者が多い。まえに検討した明治期の高等科修了者は、進学する者よりも就業する者が多かったから、このことは大正期に特色的な動向である。表15に主な進学先をまとめた。

進学者が多いのは、まず、実業補習学校や青年学校に学ぶ者があるからである。男女ともに認められる。実業補習学校は、とくに農業を内容とする補習学校が農村で普及したといわれる。黒瀬でもそれがうかがえる。青年学校は、昭和10(1935)年の「青年学校令」により、その実業補習学校と青年訓練所が統合されて発足した。黒瀬で実業補習学校や青年学校を経て就業するコースが、ある程度慣例化していた様子が察せられる。

つぎに、中等学校に進学する者も増えた。男子では、実業学校や中学校に学ぶ者が出るようになる。たとえば、実業学校では、西条農業学校に進む者が目立つ。多くはのちに農業に従事しており、彼らは黒瀬の農業を先導する地域リーダーの役割を少なからず果たしたと推測される。のちに広島県庁(土木課)に勤務し、県職員として農政にたずさわる者もあった。中学校では、呉市の中学校や広島市の中学校に学ぶ者の他、東京の中学校(校名不明)に進む者もあらわれた。中学校を経て大学に入学する者が登場することも注目される。慶応大学への入学者は、東京府立の夜間中学校からの進学である。

女子では、高等女学校や実科高等女学校に進学する者が

【表14】高等科修了者の進路
(大正9—昭和15年度卒業：上黒瀬尋常高等小学校)

進 学			就 業			そ の 他		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
163	182	345	58	8	66	7	7	14

【表15】 高等科修了者の進学先

男 子	女 子
補習学校 青年学校	補習学校 青年学校
風原尋常高等小学校(賀茂郡) 三津尋常高等小学校(賀茂郡)	三津尋常高等小学校(賀茂郡)
西条農業学校(賀茂郡) 広島工業学校(広島市) 廿日市工業学校(佐伯郡)	土肥高等女学校(中黒瀬村) 賀茂高等女学校(賀茂郡) 進徳高等女学校(広島市) 広島西高等女学校(広島市) 山中高等女学校(広島市) 生石高等女学校(岡山県) 高等女学校(神戸市) 内海実科高等女学校(沼隈郡)
興文中学校(呉市) 呉港中学校(呉市) 大正中学校(呉市) 広陵中学校(広島市) 中学校(東京市) 東京府立夜間中学校	三原女子師範学校(御調郡) 技芸女学校(神戸市)
広島教員講習所(広島市)	丸橋女学校(呉市) 看護婦学校(広島市)
西条育英学校(賀茂郡) 大阪美術学校(大阪府) 歯科専門学校(東京市) 東京飛行学校 台湾法律学校	養蚕講習所(比婆郡) 広島真宗学寮(広島市)
慶応大学	

目立つ。地元の中黒瀬村に土肥高等女学校が開校し、女子は通学の便宜を得た²⁶。同校に通う者の他、西条町や広島市の高等女学校に進学する者、さらには県外に進学先(校名不明含)を求める者もあった。裁縫、看護、技芸などの各種学校を進路に選ぶ者もいる。

以上のように、大正期には、高等科を修了し、進学する者が、いよいよ増える。進学者が増加するとともに、進学先も多様となった。村の実業補習学校や青年学校で学習を継続する者、近隣の高等小学校に編入する者、中学校、実業学校、高等女学校、師範学校、各種学校などで中等レベルの教育を受ける者、さらに大学進学まで果たす者が、黒瀬からあらわれるようになった。

第2に、就業者がさまざまな進路につくようになった。従来は男女とも農業に従事する者が多かったが、大正期の就業者は、工業、商業、自由業、公務員、医療など、幅広い分野に活動の場を広げている。

とくに男子では、工場や商店に勤務する者が増えるほか、写真技術や時計商として身を立てる開業者もあらわれる。開業者の多くは、広島市や呉市をはじめ、東京や大阪などの都市で見習修業を行った経験がある。また、開業の事実は未確認であるが、都市に出て弁護士書生、医師書生、歯科医書生として将来を展望する者もあった。呉や広の工場の工員となる者の存在も注目される。

中等学校進学後の進路として認められる初等教員(西条農業学校、広島教員講習所出身)、県庁職員(西条農業学校出身)、税務所職員(台湾法律学校出身)、下士官(西条農業学校出身)は、いわば近代職業である。三井社員となったのは慶応大学進学者である。積極的な学校利用を通じ、学歴や資格を要する職業についていく者が、大正期の黒瀬から確実にあらわれはじめる。黒瀬において西条農業学校が農業人材輩出に留まらない鍵的な中等学校として機能している。

女子でも、農業や家事手伝に従事するだけでなく、工場や病院に勤務する者が増える。自ら産婆業を開業する

【表16】 就業の内容(男子)

1. 高等科修了者・非中等学校進学者の就業先	
農業	農業
醸造業	酒造業(広村) 醤油醸造業
工業	日本製鋼所広島工場 佐竹工場(西条町) 向井鉄工所(呉市) 矢田部鉄工(呉市) 鉄工所(呉市) 鉄鋼所(大阪市) 工場(大阪市) 蹄鉄業
軽工業	洋服職工(大阪市) 染色工場(大阪市) 錦華人絹会社(宇品町)
精密器機	時計部品製造(西条町)
製菓業	菓子製造業(広島市)
手工業	左官職 大工(指物) 石工 屋根葺業
水道・電器	水道業 電気工夫
鉄道、船舶	広島鉄道局 満鉄 船員
商業	時計商(呉市) 貴金属商(大阪市) 自転車販売・修繕(西条町) 桶屋 店員(広島市、呉市) 魚商(呉市) 売薬行商人
自由業	写真業(上黒瀬村、中黒瀬村、広島市) 自動車運転手 貨物自動車業 看板屋(広島市) 理髪職(横浜市)
金融	銀行 保険業
教員	青年訓練所指導員
公務員	村役場 郵便局
工廠	呉海軍工廠 広海軍工廠
宗教	僧侶
2. 中等学校進学者の就業先	
	農業 初等教員(志和堀村) 広島県庁(土木課) 税務所(尾道、浜田) 三井社員(東京市) 陸軍獣医部下士官 カフェ開業(呉市)

者もある。やはり開業の事実は未確認であるが、東京や京阪で看護婦修業、美容術修業、鍼灸マッサージ修業を行う者もあった。女中奉公に出る習慣も残る。なお、中等学校進学者の進路はほとんど記述がなく、不明である。

第3に、記録から進学地や就業地を把握できるところを追うと、進学であれ、就業であれ、黒瀬をこえて進路を得ていく者が少ない。進学者では、村で学習を継続する者も多いが、より高い中等教育、実業教育、専門教育、教師教育などを受けようとする者は、郡や県をこえて進学先を求めていくが多かった。

就業者も同様であり、呉市や広島市をはじめ、福山市や岡山市、さらには京阪や関東で職を得ていく者もあった。前述のように、就業は黒瀬や近隣で見られる者のなかにも、その前歴として都市部での書生や見習の経験をもつ者も少なくない。大正期、黒瀬の子女において、進学や就学による地域間移動が広域的に行われるようになる。黒瀬の子女が、次第にその活躍の場を拡大していく。上黒瀬村の例は、そのことを示している。

さて、上黒瀬尋常高等小学校の『高等科卒業証書台帳』が記録する児童は、昭和15（1940）年度までである。昭和16（1941）年3月の「国民学校令」により、これまでの小学校は国民学校として改組される。戦時体制下、その状況に応じて国民学校は発足した。黒瀬の各校も国民学校となる。この国民学校時代、黒瀬の子女はどのように学校を利用し、いかなる進路を歩んでいったのか。重要な問題であるが、その検討は次稿の課題としたい。

【表17】 就業の内容（女子）

1. 高等科修了者・非中等学校進学者の就業先	
農業	農業
工業	工場（呉市）
軽工業	三原人絹工場（三原市） 紡績女工（福山市、大阪市）
医療	呉海軍共済会組合病院（呉市） 病院（海田市、京都市） 産婆業（乃美尾）
自由業	髪結業（大阪市） 乗合自動車車掌（呉市） 裁縫業
養蚕	養蚕教師
家事手伝	家事手伝
婚姻	結婚
2. 中等学校進学者の就業先	
不明（記述なし）	

〈註〉

- 1 文部省編『学制百年史』資料編、帝国地方行政学会、1972年、p.11。
- 2 本稿は東広島市黒瀬町史編さん事業に関する研究成果の一部である。これまでに筆者は、本稿にかかわって以下の報告を行っている。主な先行研究について、前稿までのなかで言及しており、ここでは省く。①拙稿「近代日本農村の初等教育事情—広島県賀茂郡下黒瀬村の事例—」『鳴門教育大学研究紀要』18,2003年、②拙稿「『板城西尋常小学校沿革誌』にみる近代地域初等教育事情」『鳴門教育大学研究紀要』19,2004年、③拙稿「近代日本農村における初等教育の定着—広島県賀茂郡上黒瀬村の事例—」『鳴門教育大学研究紀要』20,2005年、④拙稿「近代日本農村における初等教育の展開過程—広島県賀茂郡乃美尾村の事例—」『鳴門教育大学研究紀要』21,2006年。
- 3 東広島市黒瀬町内の5小学校の協力を得て、以下の学校沿革誌を調査することができた。以下の本文における引用は、とくに断らない限り、各校の沿革誌の記述による。
 - ①『板城西尋常小学校沿革誌』（板城西小学校所蔵）
 - ②『上黒瀬尋常高等小学校沿革誌』（上黒瀬小学校所蔵） ※『上黒瀬尋常小学校沿革誌』を含む。
 - ③『乃美尾尋常高等小学校沿革誌』（乃美尾小学校所蔵） ※『乃美尾尋常小学校沿革誌』を含む。
 - ④『中黒瀬尋常小学校沿革誌』（中黒瀬小学校所蔵） ※『横山尋常小学校沿革誌』を含む。
 - ⑤『中黒瀬尋常高等小学校沿革誌』（中黒瀬小学校所蔵）
 - ⑥『黒瀬高等小学校沿革誌』（中黒瀬小学校所蔵）
 - ⑦『下黒瀬尋常高等小学校沿革誌』（下黒瀬小学校所蔵） ※『津江尋常小学校沿革誌』を含む。
 なお、④に含まれる『横山尋常小学校沿革誌』について、藤原主『黒瀬町教育史』（黒瀬町乃美尾在時農村文化研究所、1977年）で紹介されている。
- 4 「学制」発布以前、学校の創業が認められる事例がある。それらはいわば近世的雰囲気が残る学校であった。たとえば、明治初年創業の宗近柳国村の「強恕館」と南方村の「南方校」は、「学科目及教授ノ秩序ナク単ニ習字科ヲ主要トシ之ニ付随シテ生徒各自ノ希望ニ応ジ珠算ヲ授ケ」、「経費ハ生徒随意謝儀ヲ以テ教師ノ酬勞ニ充テタ」という（『上黒瀬尋常高等小学校沿革誌』）。読・書・算を中心とする学習者の必要に応じた教授内容や、定まった授業料ではなく束脩や謝儀を納める習慣は、近世の手習所のあり方に通じる。明治3（1870）年

創業の乃美尾村の「八幡塾」も「私塾ヲ八幡社境内ニ設立」という（『乃美尾尋常高等小学校沿革誌』）。この時期における他村の学校については定かでない。

- ⁵ 『文部省年報』や『広島県史料』によって確認されるところ、賀茂郡内の多くの学校も同様であった。また、広島県編『広島県史』近代1（広島県、1980年、pp.534-535）を参照のこと。
- ⁶ 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』3,教育研究振興会、1974年、pp.530-548,参照。
- ⁷ 文部省編『学制百年史』資料編、文部省、1972年、p.30。
- ⁸ 小学教場の施設について、たとえば、上黒瀬村の「片山小学教場」は村民の「居宅ヲ借り受ケ之ヲ修理シテ校舎ニ充用」している。国近村の「長通小学教場」はすでに校舎建築の記事が認められる。
- ⁹ 前掲、『広島県史』近代1,p.1106,参照。
- ¹⁰ 継続した記載があるのは明治24（1891）度から昭和14（1939）年度までである。他校の沿革誌は「村經常費」と「小学校經常費」の両方を掲載せず、教育費比率を算出できない。たとえば、『板城西尋常小学校沿革誌』は「小学校經常費」のみを掲載している。
- ¹¹ 明治44（1911）年度は「校舎増築」があり、「西洋造一棟ヲ同年八月竣工」し、特別の支出があった。
- ¹² 前掲、『広島県史』近代1,p.1111,参照。
- ¹³ なお、明治38（1905）年度の就学率の低下については理由が判明しない。
- ¹⁴ 明治33（1900）年にも児童3名、村民8名の赤痢死亡者が出ている。
- ¹⁵ 前掲、『広島県史』近代1,p.1111-1112,参照。
- ¹⁶ 各校の沿革誌における「学齡児童就学歩合累年比較」の記載が整う年度を扱っている。なお、『板城西尋常小学校沿革誌』は「学齡児童就学歩合累年比較」を載せていない。『中黒瀬尋常小学校沿革誌』における明治36（1903）年度までの数値は、横山・天神・笹川尋常小学校の3校合計ではなく、横山尋常小学校の数値と思われる。
- ここで紹介した数値は『文部省年報』や『広島県統計書』の基礎データとなっている。これらのいわば公式数値は、当時の統計調査や操作手続き上の限界や誤解から、必ずしも実態を反映するものとなっていないという議論がある。実際は統計数値よりも10%程度低くなるという指摘もある。黒瀬地域の場合、「学齡児童就学歩合累年比較」を検証する他の補助資料はなく、この数値を参照するしかない。安川寿之輔「義務教育における就学の史的考察—明治期兵庫県下小学校を中心として—」『教育学研究』第26号第3号、1962年、国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第3・4巻、国立教育研究所、1974年、土方苑子『近代日本の学校と地域社会—村の子どもはどう生きたか—』東京大学出版会、1994年、参照。
- ¹⁷ 前掲、土方書、参照。
- ¹⁸ 『広島県学事年報』、1899年、p.11。
- ¹⁹ 修業年限は明治41（1908）年に3年、同44（1911）年に2年に変更があったようである。なお、明治37（1904）年、新築校舎に移転する。
- ²⁰ 義務教育課程ではない高等科では、授業料を徴収した。「明治二十九年十月七日貧富ノ度ニヨリ学年ヲ各三等ニ分チテ授業料ヲ徴収スルコトト組合会ニ於テ議決」した。翌年、9等に分けることに変更し、最高額80銭、最低額18銭と定め、授業料を徴収したようである。
- ²¹ なお、授業料は、上黒瀬村の児童は毎月20銭、他村の児童は毎月25銭と定め、同一家庭から2人以上の児童が就学するときは1人全額、他は半額とされた。
- ²² 明治期の『卒業証書台帳』の残存は尋常科のみであり、高等科はない。
- ²³ 松浦吾六編『賀茂郡下黒瀬小学校創立八十周年記念誌』下黒瀬村教育委員会、1954年、p.52。
- ²⁴ たとえば、大正10（1921）年度高等科在籍者（第1・2学年）は、尋常科の修業年限は6年であるから、大正3（1914）～4（1915）年度尋常科学齡児童の層からの進学者となると見立てて算出した。形式的な数値操作であり、ひとまずの目安として示す。
- ²⁵ 「進学」には、高等科修了後、直接、上級学校に進学した者のほか、一度就業したのち、就学することのあった者も一部含めて数えている。
- ²⁶ 拙稿「近代日本農村における女子中等教育機関の存立基盤—中黒瀬村の土肥実科高等女学校・高等女学校をめぐって—」広島史学研究会『史学研究』255、2007年、参照。

【付記】資料調査にあたり、東広島市黒瀬町内の板城西小学校、上黒瀬小学校、乃美尾小学校、中黒瀬小学校、下黒瀬小学校の各校から協力を賜った。記して謝意を表したい。

The Development of Japanese Elementary Education in the Modern Era : The Case study of Kurose Area in Setouchi Region

KAJII Kazuaki

This paper examines four points at issue concerned with the establishment of Elementary Education in Kurose area as an agricultural district: (1) the course of elementary education, (2) the elementary school attendance in the early twentieth century, (3) the relationship between elementary school and villagers, (4) what students going to do after graduation.

In these examinations, it is obvious that the custom which most of the villagers put their children in school was firmly established in 1910-1920's, and the number of students who went on to a higher stage of education was rising from 1920-1930's onwards in an agricultural district of Kurose area.